2023年4月版

企画競争説明書

業　務　名　称：トルコ国地震被災地域の心理社会的支援に係る情報収集・確認調査（ファスト・トラック制度適用案件）

調達管理番号：23a00209

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「４.（２）上限額 」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年5月10日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第１章　企画競争の手続き

１．公示

公示日　2023 年 5 月 10 日

２．契約担当役

理事　井倉　義伸

３．競争に付する事項

（１）業務名称：トルコ国地震被災地域の心理社会的支援に係る情報収集・確認調査（ファスト・トラック制度適用案件）

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

（〇）「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

（４）契約履行期間（予定）：2023年6月　～　2024年6月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

４．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

調達・派遣業務部　契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Kawashima.Junya@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部　平和構築室

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年5月12日　12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年5月15日　12時
3	質問への回答	2023年5月16日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の **4営業日前から1営業日前の正午まで**
5	本見積書及び別見積書、プロ	2023年5月19日　12時

	ポーザル等の提出期限日	
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2023年5月24日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （連絡先：e-propo@jica.go.jp）

５． 競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」を参照してください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

１） 消極的資格制限

２） 積極的資格要件

３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、第 2 章第 4 条（4）に記載の技術協力プロジェクト等の詳細計画策定調査への応募・参加を認めません。

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

６． 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第１章 企画競争の手続き」の「４．（３）日程」参照）。

（URL： https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

・第３章　プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

・「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022

年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

７．　企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記４．（３）参照

２）提出先　：上記４．（１）選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス

３）提出方法：電子メール

①　件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

②　添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注１）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（２）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記４．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

８．　プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記４．（３）参照

（２）提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。
（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

１）　プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② 上記４．（３）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法

人名）」）

④ 依頼メールが１営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（３）提出先

１）プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

２）見積書（本見積書及び別見積書）

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：2〇a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「2〇a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

３）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記４．（３）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

９． 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（１００点満点中６０点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で６０点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

２）価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

１０．評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記４．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第２章　特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙１「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第１条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と**受注者名**（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する**「トルコ国地震被災地域の心理社会的支援に係る情報収集・確認調査」**に係る業務の仕様を示すものである。

第２条 調査の背景・経緯

（１）地震被害状況

2023 年 2 月 6 日にトルコ南東部を震央として地震が発生し、トルコ国内の死者数は約 4.8 万人、負傷者は約 12.6 万人以上、行方不明者多数と報告されている（2023 年 3 月中旬時点）。約 330 万人が自宅からの避難を余儀なくされ、うち約 200 万人が他県に移動、残りの人々は被災地にてテントやコンテナ式仮設住宅等での避難生活を送っている。トルコ政府が 2023 年 3 月に被害状況を取りまとめたトルコ復興再建アセスメント(Türkiye Earthquakes Recovery and Reconstruction Assessment(TERRA))によると、地震による被害総額は 1,036 億ドル（2023 年 GDP 予測の 9%）に上ることが発表されている。また、約 518,000 戸の住宅が全壊もしくは深刻なダメージを受けており、被災した 11 県の中でも、特にハタイ、カフラマンマラシュ、マラティヤ、アドゥヤマン、ガジアンテップに住宅の損壊が集中している。

（２）難民を取り巻く現状・課題

シリアでは 2011 年の内戦勃発以来、約 600 万人以上の難民が発生し、そのうち隣国トルコでは約 342 万人を受け入れている 。トルコは、シリアのみならず、アフガニスタン、パレスチナ、イラク、ウクライナ等不安定な周辺地域から多数の難民を受け入れており、トルコにおける難民受け入れ数は 390 万人以上に上り、その多くが都市部に居住して帰還のめどが立たないまま滞在が長期化している。難民は一定の法的保護や権利を付与され、医療や教育、社会福祉などの行政支援を享受しているものの、異国での長引く難民生活、紛争による心的外傷等によって悪化した彼らの心理社会的支援の重要性が指摘されてきた 。

かかる状況下、各国ドナーや国連、NGO などにより支援は人道支援から開発支援へとシフトしており、持続的な開発の視点から難民の自立や地方自治体のインフラ整備

支援など地域全体のレジリエンスを高める事業を実施しているものの、難民を長期に渡って受け入れている社会の負担と、経済不況や高失業率等による社会不安に対する不満の表れとして、難民に対するホスト・コミュニティ一般の見方が厳しくなっていることから、難民とホスト・コミュニティ間の緊張緩和と共生に向けた工夫が喫緊の課題となってきた。

（３）地震後の難民の状況

トルコに登録されているシリア難民のうち、約半数の 173 万人が被災 11 県に居住しており、同地域の対人口シリア人比率は約 11.48%となっている（TERRA）。難民は震災前から社会的に脆弱な立場にあったが、震災で多くを失い、母国での危機と同等かそれ以上の喪失体験となっている可能性がある。また、難民は原則として登録県以外の他県への移動が制限されており、トルコ市民のように安全や雇用機会を求めて非被災地域に自由に移動することが難しい。加えて、トルコ政府は公式には難民をトルコ市民と平等に扱うとしているものの、実際にはコンテナ式仮設住宅等への入居に際し、難民に対する不満や生活習慣の違い等からトルコ市民とトラブルになることを避けるため、トルコ市民を優遇して入居させる傾向があるなどの状況の違いが確認されている。また、コンテナ式仮設住宅が完成するまでの一時的な避難所となっている学生寮への入居は、トルコ市民に限定されている。結果的に、難民はより生活環境の悪いテント式仮設住宅等に居住しているケースが多い（2023 年 3 月の国際緊急援助隊専門家チーム調査及び同年 4 月の本情報収集・確認調査のための準備調査時に収集した情報）。また、震災を機に、難民に対する不満や地域住民との対立等が生じて激化することも懸念されている。これら地震後に難民を取り巻く厳しい状況に鑑み、難民に対する心理社会的支援の重要性はこれまで以上に高まっている。

（４）これまでの経緯と本調査の位置づけ

JICA は 2016 年度に「トルコ国シリア難民支援に係る情報収集・確認調査」を実施し、家族・労働・社会サービス省（以下、家族省）を協力機関として脆弱な立場にあるトルコ人やシリア難民の支援ニーズについて調査を行い、その結果の中で特に優先度が高い、①脆弱な人々への心理社会的ケアの質的向上、②地域コミュニティにおけるシリア難民の社会統合の促進について、新規技術協力プロジェクト実施に向けた具体的なニーズを明らかにすることを目的として、「トルコ国シリア難民向け社会サービスに係る情報収集・確認調査」を 2017 年から 2018 年にかけて実施した。

その後、省庁再編により家族省の方針が変わり、同省への協力は実施されないことになったが、社会的結束強化に向けた認知向上などを戦略に掲げて、難民も含む国内の青少年を対象とした多様な活動を実施する青年スポーツ省（以下、「青年省」という。）から、難民を含む脆弱な青少年に対する心理社会的ケアの質が社会的結束に重要な影響を与えるとして、同省並びに傘下のユースセンターの心理社会的ケア並びに社会的結束強化に係る能力向上の協力の要請があり、2022 年 4 月に技術協力プロジェクト「心理社会的ウェルビーイング促進を通じた社会統合プロジェクト」が採択された。当初は二段階方式での実施を想定し 2022 年 8 月に基本計画策定調査を実施したが、同省は過去に JICA の技術協力を受け入れた経験がないこともあり、青年省と

協力内容・具体的な活動計画の合意を行う前にさらなる詳細情報の収集や、協力アプローチの検証を行う必要があることが確認された。

上記詳細情報の収集等を行うべく情報収集・確認調査形成を進めていたところ、2023 年 2 月に地震が発生。地震を受けて、現地の状況の確認と地震後の協力方向性の検討のため 2023 年 4 月に準備調査団を派遣し、被災地の視察と青年省との協議を行った。同調査結果を踏まえ、同技術協力プロジェクトの目的を「難民と国内の青少年を対象とした心理社会的ケア並びに社会的結束強化に係る能力向上」から「難民を含む被災地域の青少年とその関係者を対象とした心理社会的ケアに係る能力開発・制度強化」に変更し、社会的結束強化に関してはトルコ政府との関係に留意しつつ可能な範囲で取り組むこととした。また、同技術協力プロジェクトに先駆けて実施する本情報収集・確認調査において、マラティヤ、アドゥヤマン、カフラマンマラシュ、ハタイを対象としたパイロット活動を通じて、協力アプローチの検証を行うこととした。

第３条 調査の目的と範囲

難民を含む被災地域の青少年とその関係者を対象とした心理社会的ケアに係る能力開発・制度強化を目的とした技術協力プロジェクトの実施に先駆けて、被災 11 県のうち特に被害の大きかったマラティヤ、アドゥヤマン、カフラマンマラシュ、ハタイを対象としたパイロット活動の実施を通じて、協力アプローチの検証を行うもの。パイロット活動を含めた本調査の結果を踏まえ、トルコ国内の難民受け入れ地域を対象に想定した採択済みの技術協力プロジェクト「心理社会的ウェルビーイング促進を通じた社会統合プロジェクト」の成果・活動内容を修正し、本調査に続く形で協力開始の予定。

第４条 調査実施の方針と留意事項

（１）トルコ側の関係機関

青年スポーツ省（カウンターパート機関）

家族省

教育省

※主要協力機関は青年スポーツ省であるが、心理社会政策の主要機関は家族省であり、また教育省も教育プログラムを通じた心理社会支援を行っていることから、情報収集やパイロット活動実施の際にはこれらの省と連携の可能性がある。

（２）外部有識者等の関与

心理社会支援については、本調査を実施するコンサルタントに加えて、ヨルダン個別専門家案件「難民を含む子どもに対するコミュニティレベルの精神保健・心理社会的支援の強化」国内支援委員会の委員等、同分野に詳しい専門家を外部団員として委嘱し助言を得るとともに、現地で実施するパイロット活動の研修等を依頼することを想定している。また、ジェンダー配慮を行うための JICA 団員による補完調査も調査

期間中早い段階で実施予定である。調査の成果品にはこれら外部有識者等の助言も反映させる。

（３）他機関との連携

UNICEF が 2016 年より、青年省をカウンターパートとして、シリア難民とホスト・コミュニティの青少年を対象とした心理社会支援により社会統合を目指すプロジェクト“Social Cohesion and Youth Participation Project”を実施しており、本調査のパイロット活動対象地域のユースセンターにも UNICEF により雇用された心理士等が勤務している。本調査は同プロジェクト、及び震災後に本分野で活動する他機関があれば、それら機関とも連携・調整の上実施する。

（４）技術協力プロジェクトの形成予定

本調査では、調査開始後 6 か月目を目途に中間報告書を作成する。中間報告書作成時点での本調査結果を踏まえて、トルコ国内の難民受け入れ地域を対象に想定した採択済の技術協力プロジェクト「心理社会的ウェルビーイング促進を通じた社会統合プロジェクト」の詳細計画策定調査を 2024 年 1 月を目途に実施予定。同詳細計画策定調査にて成果・活動内容を修正し、トルコ側と合意の上、本調査に続く形での技術協力プロジェクト開始（2023 年 5 月頃～）を目指している。

第５条 調査の内容

（１）青年省を実施機関とした技術協力プロジェクトの実施に向けて、2022 年 8 月の基本計画策定調査で整理された協力内容のレビューを行い、今後の実施に向けた論点の整理を行う。技術協力プロジェクトの内容には地震後のニーズの変化を反映させる必要があるため、2023 年 3 月の国際緊急援助隊専門家チーム調査（社会包摂・物資にかかる部分）、同年 4 月の本情報収集・確認調査のための準備調査の結果も参考とする。また、JICA 本部、JICA トルコ事務所を通じて最新情報を把握し、インセプションレポートを作成する。

（２）マラティヤ、アドゥヤマン、カフラマンマラシュ、ハタイの 4 県を対象に、以下のパイロット活動を本邦から出張する外部有識者と共に実施する[1]。

①ユースセンター及び学生寮職員及びボランティアに対する基礎的心理社会ケア研修（PFA/PFA-C ）の実施（ToT 形式）。

②必要に応じて青年スポーツ省所属のソーシャルワーカー、心理士に対する心理的介入方法研修（中級）や精神保健専門家に対する専門的心理療法研修（上級）の実施。

③日本の被災地での心理社会ケアを中心とした経験の共有。

[1] これら以外にも適切なパイロット活動案が想定される場合はプロポーザルにて提案すること。

④防災啓発と心のケアを一体化させた青少年活動プログラムを検討し、試行的にパイロットユースセンターにて実施。

⑤特に年齢層の高い子どもたちに興味をもってもらえるような先進的な青少年活動プログラム[2]（科学実験教室やテクノロジーを活用したもの等）を検討し、試行的にパイロットユースセンターにて実施。なお、このパイロット活動については現地再委託を認める。

（パイロット活動実施における留意点）

・青年省研修総局からは、研修の内容については同省の心理士等の専門家とも技術的な協議をして決めてほしいとの要望を受けているため、事前に十分な協議を行う。

・ユースセンターへのアクセスが難しい難民及び脆弱層も対象に含むことができるよう、有効な青少年活動の実施方法を検討して実施する。④、⑤の実施においては、難民の利用も見込まれるユースセンターでの実施を検討する。

・実施中 UNICEF プロジェクトとも連携・調整の上実施する。また家族省及び教育省等も心理社会ケアの活動を実施しているため、連携の可能性に留意しつつ進める。

・防災啓発については、過去に教育省との技術協力プロジェクト「防災教育プロジェクト」（2011～2014）を実施済みであり、研修員 OB 等との非公式な協力可能性を検討する。

・トルコはイスラム教徒が大部分を占める国であり、女性スタッフや専門家からの意見を十分に聞く、活動においてジェンダーバランスを考慮する等、適切なジェンダー配慮を行う。

（３）パイロット活動実施に必要な資機材（車両、青少年活動資機材等）を検討の上、機材のリストアップ、仕様書作成、見積の取付等を行い、JICA トルコ事務所が調達を実施するにあたって必要な情報提供・側面支援を行う。

（４）パイロット活動の実施を通じ、対象地域の難民を含む被災青少年の心理社会的状況、またユースセンターのスタッフ、ボランティア、学生寮スタッフ等がファーストレスポンダーとして彼らの支援を行うにあたっての課題等を調査する。

（５）パイロット活動対象地域の青年省地方局による、難民を含む被災青少年に対する心理社会支援の現状、社会的結束強化に向けた取り組みに係る情報の収集・整理を行う。加えて、地域の地方自治体、他省庁、保健機関、教育機関、NGO、支援機関、ソーシャルサービスセンター等との連携状況を可能な範囲で調査する。

---

[2] 特に年齢層の高い子どもたちに興味をもってもらえるような先進的な青少年活動プログラム候補の具体的な案とその実施方法をプロポーザルにて提案すること。

（６）パイロット活動の対象４県以外の被災県の（４）、（５）にかかる状況についても可能な範囲で調査を行い（被害が大きい県に絞って実施することも可）、他県からも一部パイロット活動に参加してもらうこと等を通じて、技術協力プロジェクトの対象地として含めることの適切性を見極める。

（７）技術協力プロジェクトの実施に向けて、青年省関係者に対する有効な本邦研修、（必要に応じて）第三国研修の内容を検討する。

（８）上記（１）～（７）の結果を踏まえ、技術協力プロジェクトの成果と具体的活動案の骨子を震災後の状況に合わせた形で取りまとめると共に、青年省関係部署及び関係機関との連携方法を提案し、中間報告書に取りまとめる。

（９）中間報告書提出以降のパイロット活動結果、収集した情報を反映させた最終報告書（ファイナル・レポート）を取りまとめる。

第６条 報告書等

（１）調査業務において作成・提出する報告書等は以下のとおり。最終成果品はファイナル・レポートとし、提出期限は履行期限の末日とする。報告書のトルコ側関係機関への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

①インセプションレポート
・記載事項：調査実施方針
・提出時期：2023年6月末まで
・部数：電子データ（日英）

②中間報告書
・記載事項：中間調査結果（技術協力プロジェクトの詳細計画策定調査を2024年1月頃に実施予定のため、技術協力プロジェクト内容骨子の提案を含む。）
・提出時期：2023年12月下旬まで
・部数：電子データ（日）

③ドラフト・ファイナル・レポート
・記載事項：全調査結果
・提出時期：2024年5月初旬まで
・部数：電子データ（日英）

④ファイナル・レポート
・記載事項：トルコ関係機関及び発注者のコメントを踏まえた全調査結果
・提出時期：2024年6月11日（ドラフト・ファイナル・レポートに対するトルコ側・

発注者コメントを5月中に受け取り、それを踏まえて最終版とする。）
・部数：日本語版4部（製本）、英語版3部（製本）、CD-R（日英各1枚）

（２）その他の提出物
①業務計画書
・記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。
・提出時期：契約開始後10日以内
・部数：電子データ（日）

②面談録
・記載事項：関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。
・提出時期：面談実施後、ワードファイル等でメールに添付し速やかに提出。必要に応じて、発注者による確認、コメント等を経て最終化すること（最終化した面談録は成果品とともに提出すること）。
・部数：電子データ（日）

③収集資料
・調査時に収集した資料及びデータについては、関係明瞭に整理してリストを付した上で提出すること。
・提出時期：ファイナル・レポートとともに提出する。

（３）報告書の仕様
ファイナル・レポート以外は電子データをメールで提出することとし、ファイナル・レポートの印刷仕様・電子仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

（４）報告書作成にあたっての留意点
・各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、読みやすいものとすること。
・報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
・報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
・報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
・トルコ側関係機関との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、発注者が必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。

別紙１：プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

別紙２：ファイナル・レポート目次案

別紙１

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
（プロポーザルの重要な評価部分）

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１.（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	記載の①～⑤以外に想定し得るパイロット活動案	第５条 調査の内容（２）
2	青年省ユースセンターにおけるパイロット活動において、特に年齢層の高い子どもたちに興味をもってもらえるような先進的な青少年活動プログラム候補（科学実験教室やテクノロジーを活用したもの等）とその実施方法	第５条 調査の内容（２）⑤

別紙２

ファイナル・レポート目次案

注）以下内容を含めることとする。最終的な目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、確定する。

１．パイロット活動実施結果

２．対象地域の難民を含む被災青少年の心理社会的状況

３．青年省地方局による難民を含む被災青少年に対する心理社会支援、社会的結束強化に向けた取り組みの現状と課題

４．技術協力プロジェクトの成果と具体的活動案の骨子（対象地含む）

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力
　１）類似業務の経験
　　類似業務：組織能力強化、心理社会支援、青少年支援、教育等
　２）業務実施上のバックアップ体制等
　３）その他参考となる情報

（２）業務の実施方針等
　１）業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もありえます。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

　２）業務実施の方法
　　１）及び２）を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。
　３）作業計画
　４）要員計画
　５）業務従事予定者ごとの分担業務内容
　６）現地業務に必要な資機材
　７）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力
　１）評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数
　別紙３「プロポーザル評価配点表」の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。
　① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
　　➢　業務主任者／組織能力強化
　　➢　心理社会支援
　② 評価対象とする業務従事者の予定人月数
　　約　10.5　人月

　２）業務経験分野等
　　各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。
　【業務主任者／組織能力強化】
　　① 類似業務経験の分野：組織能力強化、心理社会支援、青少年支援、教育等

② 対象国及び類似地域：トルコ及び全途上国
③ 語学能力：英語
④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：心理社会支援】
① 類似業務経験の分野：心理社会支援、青少年支援、社会包摂及びこれら分野の研修計画等
② 対象国及び類似地域：トルコ及び全途上国
③ 語学能力：英語

２．業務実施上の条件

（１）業務工程
履行期間は2023年6月中旬から2024年6月中旬までを予定。

（２）業務量目途と業務従事者構成案
１）業務量の目途
約　19.25　人月（現地：17人月、国内：2.25人月）

２）業務従事者の構成案
業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

①業務主任者／組織能力強化（2号）
②心理社会支援（3号）
③青少年活動
④パイロット活動実施促進／機材計画

３）渡航回数の目途　全16回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託
以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- パイロット活動のうち、特に年齢層の高い子どもたちに興味をもってもらえるような先進的な活動プログラム（科学実験教室やテクノロジーを活用したもの等）を検討し、試行的にパイロットユースセンターにて実施するもの（第２章第５条（２）⑤の業務）。

（４）配付資料／公開資料等
１）配付資料
- 「心理社会的ウェルビーイング促進を通じた社会統合プロジェクト」基本計画策定調査報告書（案）（2022 年 8 月）
※具体的な協力内容が確定してから R/D に署名したいとのトルコ側の要望により調査時には R/D が署名されず、協力の枠組みが確定しなかったため、本報告書は（案）となっている。
- 国際緊急援助隊専門家チーム調査報告書（社会包摂・物資にかかる部分）（2023 年 3 月）

- 「トルコにおける地震被災地域の心理社会的支援に係る情報収集・確認調査」準備調査報告書（2023 年 4 月）
- ヨルダン個別専門家案件「難民を含む子どもに対するコミュニティレベルの精神保健・心理社会的支援の強化」国内支援委員会の委員リスト

２）公開資料

- 「トルコ国シリア難民向け社会サービスに係る情報収集・確認調査」報告書（2019 年）（12331716.pdf (jica.go.jp)）

（５）対象国の便宜供与

特になし

（６）安全管理

・現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録ください。
・現地業務期間中は、外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所への訪問を最小限として、安全管理に十分留意してください。
・JICAと常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動する場合は、渡航国の治安状況、移動手段等についてJICAと緊密に連絡を取るよう留意してください。加えて、日本国内におけるバックアップ体制も構築し、当該安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版）」（以下同じ）**を参照してください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）契約期間の分割について

第１章「３．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通り

とします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】
106,783,000円（税抜）

なお、定額計上分　27,800,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（３）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

１） 旅費（航空賃）
２） 旅費（その他：戦争特約保険料）
３） 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
４） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
５） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
６） 上限額を超える別提案に関する経費
７） 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）現地滞在期間について

人員配置にあたっては、一人当たりの現地滞在期間が 180 日中 90 日以下になるようにプロポーザルを作成すること（この日数を超えるとトルコ社会保障局への社会保障費の納付が必要になる。ただし、トルコ現地に恒久的施設を有している企業等しか社会保障費を納付できないため、該当しない企業等は上記以上の滞在は不可）。

（５）定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロ

ポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目	
1	基礎的心理社会ケア研修の実施経費	第２章第５条（２）①、③	1,600,000円	会議費や文房具代等。200千円／回×8回分	一般業務費	セミナー等実施関連費
2	中級・上級レベル心理研修の実施経費	第２章第５条（２）②、③	1,600,000円	会議費や文房具代等。200千円／回×8回分	一般業務費	セミナー等実施関連費
3	青少年活動プログラムの実施経費	第２章第５条（２）④、⑤	1,600,000円	会議費や文房具代等。200千円／回×8回分	一般業務費	セミナー等実施関連費
4	研修資料作成・翻訳費	第２章第５条（２）①～⑤	3,000,000円	一式	一般業務費	資料等翻訳費
5	先進的な青少年活動プログラム実施にかかる再委託経費	第２章第５条（２）⑤	20,000,000円	人件費等	再委託費	

（６）見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てした合計額（税抜き）で計上してください。

（７）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒イスタンブール⇒被災地（トルコ航空）

（８）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（９）外貨交換レートについて
JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（１０）その他留意事項
特になし

別紙３：プロポーザル評価配点表

別紙３

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**(20)**	
（１）類似業務の経験	(12)	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	(8)	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	7	
イ）ワークライフバランス認定	1	
２．業務の実施方針等	**(20)**	
（１）業務実施の基本方針の的確性	9	
（２）業務実施の方法の具体性、現実性等	8	
（３）要員計画等の妥当性	3	
（４）その他（実施設計・施工監理体制）	－	
３．業務従事予定者の経験・能力	**（　60　）**	
（１）業務主任者の経験･能力／業務管理グループの評価	**（　40　）**	
	業務主任者のみ	**業務管理グループ**
①　業務主任者の経験・能力：業務主任者／組織能力強化	**（　40　）**	**(16)**
ア）類似業務の経験	16	7
イ）対象国・地域での業務経験	4	2
ウ）語学力	6	2
エ）業務主任者等としての経験	8	3
オ）その他学位、資格等	6	2
②　副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○○○	**(ー)**	**(16)**
ア）類似業務の経験	ー	7
イ）対象国・地域での業務経験	ー	2
ウ）語学力	ー	2
エ）業務主任者等としての経験	ー	3
オ）その他学位、資格等	ー	2
③　業務管理体制、プレゼンテーション	**(ー)**	**(8)**
ア）業務主任者等によるプレゼンテーション	ー	ー
イ）業務管理体制	ー	8
（２）業務従事者の経験・能力：心理社会支援	**（　20　）**	
ア）類似業務の経験	10	
イ）対象国・地域での業務経験	2	
ウ）語学力	4	
エ）その他学位、資格等	4	